

「リバーサイド笠松園居宅介護支援事業所」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(岐阜県指定 第 2170600577 号)

当事業所は利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

利用者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- 利用者の心身の状況や利用者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- 利用者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	3
2. 事業所の概要	3
3. 事業実施地域及び営業時間	3
4. 職員の体制	4
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
6. サービスの利用に関する留意事項	6
7. 秘密の保持について	7
8. 苦情の受付について	7
9. 事故発生時の対応について	9
10. 虐待の防止について	9
11. 身体拘束の適正化について	10
12. 業務継続計画の策定等について	10
13. 衛生管理等について	10

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 羽島郡福寿会
 (2) 法人所在地 岐阜県羽島郡笠松町田代 621 番地の 1
 (3) 電話番号 058-388-5222
 (4) 代表者氏名 理事長 岩井 弘栄
 (5) 設立年月 平成 5 年 12 月 10 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
 (2) 事業の目的 指定居宅支援事業所は、介護保険法に基づき、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として居宅介護支援を提供します。
 (3) 事業所の名称 居宅介護支援事業所
 リバーサイド笠松園居宅介護支援事業所
 平成 16 年 7 月 15 日指定 岐阜県第 2170600577 号
 ※当事業所は特別養護老人ホームリバーサイド笠松園に併設されています。
 (4) 事業所の所在地 岐阜県羽島郡笠松町田代 621 番地の 1
 (5) 電話番号 058-388-5222
 (6) 管理者 氏名 瀬瀬 ゆかり（主任介護支援専門員）
 (7) 当事業所の運営方針 利用者及びご家族等の意思を尊重し、生き生きとした自立生活が営めるように支援するとともに、サービス提供事業者との連携を密にして、サービスの向上を図ります。
 (8) 開設年月 平成 16 年 7 月 15 日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 羽島郡 2 町（岐南町、笠松町）、岐阜市柳津町、及び各務原市川島地区

(2) 営業日及び営業時間

営業日	土・日・祝日および 12/30～1/3 を除く 毎日
受付時間	0 : 0 0 ～ 2 4 : 0 0
サービス提供時間帯	8 : 3 0 ～ 1 7 : 3 0

《 2 4 時間連絡体制 》

＊休日及び営業時間外の緊急時や相談への対応については、下記に示すとおり、必要に応じ利用者及びご家族からの連絡がとれる体制を確保しています。

利用者及び家族 → リバーサイド笠松園事務所、宿日直者 → 担当介護支援専門員

4. 職員の体制

当事業所では、利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤 (専従)	非常勤 (専従)	常勤換算
1. 管理者	1(兼務)		—
2. 主任介護支援専門員	3		3

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。
 （例）週 8 時間勤務の介護支援専門員が 5 名いる場合、常勤換算では、1 名（8 時間×5 名÷40 時間＝1 名）となります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、利用者の利用料負担はありません。

（1）サービスの内容と利用料金

＜サービスの内容＞

① 居宅サービス計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、公正中立に居宅サービス計画を作成します。また、居宅サービス計画の作成にあたって、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めること、その他、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等について十分説明を行います。

②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。
- ・利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達などを目的とした会議を定期的に開催し、サービスの質の向上に努めます。

③居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

＜サービス利用料金＞

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

○居宅介護支援費

居宅介護支援（Ⅰ）	
要介護１又は要介護２	要介護３、要介護４ 又は要介護５
１０，８６０円	１４，１１０円

○各種加算

加算項目	単位数	備考
特定事業所加算（Ⅲ）	3 2 3 単位	1 月につき
○初回加算	3 0 0 単位	1 月につき
○入院時情報連携加算（Ⅰ）	2 5 0 単位	1 月につき
○入院時情報連携加算（Ⅱ）	2 0 0 単位	1 月につき
○退院・退所加算（Ⅰ）イ	4 5 0 単位	入院又は入所期間中 1 回を限度
○退院・退所加算（Ⅰ）ロ	6 0 0 単位	入院又は入所期間中 1 回を限度
○退院・退所加算（Ⅱ）イ	6 0 0 単位	入院又は入所期間中 1 回を限度
○退院・退所加算（Ⅱ）ロ	7 5 0 単位	入院又は入所期間中 1 回を限度
○退院・退所加算（Ⅲ）	9 0 0 単位	入院又は入所期間中 1 回を限度
○緊急時等居宅カンファレンス加算	2 0 0 単位	1 月に 2 回を限度
○ターミナルケアマネジメント加算	4 0 0 単位	1 月につき
○通院時情報連携加算	5 0 単位	1 月につき

※○印は該当する利用者様に適用する加算項目です

（２）交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

（３）利用料金のお支払い方法

前記（１）および（２）の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、その都度お支払い下さい。

6. サービスの利用に関する留意事項

（１）サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

- ・介護支援専門員一人当たりの利用者担当数は平均 4 5 件以上でないこととします。
- ・地域包括支援センターとの連携により、適切なサービスが提供されるよう事業所内で検討し、担当の介護支援専門員を決定します。

（２）介護支援専門員の交替

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

② 利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

（３）地域包括支援センターとの連携

① 困難事例の受け入れ

地域包括支援センターから支援が困難な事例が紹介された場合は、行政機関等とも連携を図り、優先的に当該ケースの解決を図ります。その際には担当者だけでなく、事業所全職員の協力のもと円滑に進めるよう配慮します。

② 地域包括支援センター等が主催する会議への参加

地域包括支援センター等が主催する地域ネットワーク会議や事例検討会等に積極的に参加し、地域全体のケアマネジメントの質の向上に努めます。

(4) 入院先医療機関との連携

利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えていただきますようご協力をお願いします。日頃から介護支援専門員の連絡先等がわかるように担当の介護支援専門員の名刺等を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管していただくようお願いします。

7. 秘密の保持について

- (1) 事業者、事業所の管理者、事業所の職員および事業所に関係する職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はそのご家族の秘密を第三者に漏らしません。
- (2) 前記については、事業者、事業所の管理者、事業所の職員および事業所に関係する職員であった者についても同様とします。
- (3) 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者のご家族の個人情報を用いる場合は当該ご家族の同意をあらかじめ文書により得ておくものとします。

8. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

社会福祉法第82条の規定により、当事業所では利用者やご家族の皆様からの苦情に適切対応する体制を、次のように整えております。

当事業所における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を下記により設置し、苦情解決に努めることとしています。

- 苦情解決責任者 三輪 浩子（リバーサイド笠松園・施設長）
- 苦情受付担当者 加藤 大介（特別養護老人ホーム・生活相談員）
- 苦情受付副担当者 高橋 和哉（短期入所生活介護・生活相談員）
- 苦情受付副担当者 西川 守（デイサービスセンター・生活相談員）
- 苦情受付副担当者 瀬瀬 ゆかり（居宅介護支援事業所・介護支援専門員）
- ☆ 窓口受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30
- 電話番号 058-388-5222
- F A X 058-388-5225
- ☆ 苦情面接、電話、書面などにより苦情受付担当者又は苦情受付副担当者が随時受け付けます。
- ☆ また、苦情受付ボックスとしてリバーサイド笠松園の喫茶コーナーに「ご意見番」を設置しております。
- 第三者委員 松原 智恵子 連絡先 羽島郡笠松町無動寺352-2
電 話 058-387-5206
- 土岐 安代 連絡先 羽島郡岐南町伏屋4丁目194番地
電 話 058-245-3835（億念寺）
- 小川 真理子 連絡先 岐阜市柳津町上佐波3丁目152番地
電 話 058-279-0260（等光寺）
- 川俣 孝二 連絡先 各務原市川島松原町1380番地2
電 話 0586-89-0658
- ☆ 第三者委員は、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するために設置しています。
- ☆ 第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。
- ☆ 第三者委員の制度については、別途お知らせします『「苦情申出窓口」の設置について』をご覧ください。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

各務原市 高齢介護課	所在地 受付時間 電話番号 F A X	各務原市那加桜町1丁目69番地 8:30~17:15 058-383-1778 058-383-6365
岐南町 保険年金課	所在地 受付時間 電話番号 F A X	岐南町八剣7丁目107番地 8:30~17:15 058-247-1341 058-247-9904
笠松町 健康介護課	所在地 受付時間 電話番号 F A X	笠松町長池408番地の1 8:30~17:15 058-388-7171 058-388-5955
岐阜市 介護保険課	所在地 受付時間 電話番号 F A X	岐阜市司町40番地1 8:45~17:30 058-214-2093 058-267-6015
岐阜県国民健康保険団体 連合会 介護・障害課苦情相談係	所在地 受付時間 電話番号 F A X	岐阜市下奈良2丁目2番1号 9:00~17:00 058-275-9826 058-275-7635
岐阜県運営適正化委員会 社会福祉法人岐阜県社会 福祉協議会内	所在地 受付時間 電話番号 F A X	岐阜市下奈良2丁目2番1号 9:00~17:00 058-278-5136 058-278-5137

(3) 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

利用者等の意見を把握する取り組み	意見箱の設置	常設
	結果の開示状況	あり
第三者による評価の実施状況	なし	

9. 事故発生時の対応について

- (1) 事業所は、利用者に対する居宅介護支援サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者のご家族等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、利用者に対する居宅介護支援サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行なうものとします。ただし、事業所の責に帰すべからざる事故による場合は、この限りではありません。

10. 虐待の防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図っています。
- (2) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (3) 介護支援専門員に対して虐待を防止するための研修を定期的実施しています。
- (4) 虐待防止の措置を実施するための担当者を配置しています。

1 1. 身体拘束の適正化について

事業所は、利用者または利用者家族等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束は行いません。

事業所は、身体拘束等を行う場合はその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録します。

1 2. 業務継続計画の策定等について

事業所は、業務継続計画（BCP）の策定等にあって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供が受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施します。

1 3. 衛生管理等について

事業所は、感染症の予防及びびまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を整備しています。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努めます。

令和7年6月1日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

リバーサイド笠松園居宅介護支援事業所

説明者職名

氏名

印

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

R7. 6. 1

指定居宅介護支援サービス提供同意書

私は、「リバーサイド笠松園居宅介護支援センター」重要事項説明書に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護サービスの提供開始に同意しました。また、居宅サービス計画の作成等に資するために、居宅サービス担当者会議等において、私及び家族に関する情報を提供されることについても同意します。

令和 年 月 日

利用者住所 _____

氏 名 _____ 印 _____

代理人住所 _____

氏 名 _____ 印 _____

続柄（利用者との関係） _____

家族住所 _____

氏 名 _____ 印 _____

続柄（利用者との関係） _____

社会福祉法人羽島郡福寿会 理事長 様